

内部者登録制度に関するご説明

内部者(インサイダー)取引について

上場会社の関係者等＝内部者が、その職務や地位等により知り得た、投資家の判断に重大な影響を及ぼす未公表の内部情報を利用して当該上場会社株式等を売買する行為を、インサイダー取引といいます。

内部者登録について

上記のような不公正取引の未然防止のため、日本証券業協会の定めにより、証券会社はお客さまがいずれかの上場会社等について下表に掲げる対象者（内部者）に該当する場合、その旨の登録（内部者登録）を行うことが義務付けられています。

内部者であることの申告方法について

新規口座開設時

口座開設をお申込みの際は、下表いずれかの内部者に該当されるかどうかを確認いただき、該当される場合は、口座開設申込書の「会社関係者の申告書 兼 内部者登録カード」欄で該当する項目にチェックをご記入ください。

口座開設後

口座開設後に、下表いずれかの内部者に該当することになった場合、あるいは内部者に該当する理由に変更が生じた場合には、お取引店へご連絡ください。

【内部者登録の対象となるお客さま】

個人のお客さま	① 次のいずれかに該当する方 イ. 上場会社等の取締役、会計参与、監査役 また は執行役（以下、「役員」といいます。） ロ. 上場投資法人等の執行役員または監督役員 ハ. 上場投資法人等の資産運用会社の役員
	② 次のいずれかに該当する方 イ. 上場会社等の親会社または主な子会社の役員 ロ. 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人のうち主なものをいいます。以下、同じ。）の役員
	③ 上記①および②に該当しなくなった後 1 年以内の方
	④ 上記①に該当する方の配偶者および同居者の方
	⑤ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除きます。）その他役員に準ずる役職にある方
	⑥ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下、「重要事実」といいます。）を知り得る可能性の高い部署に所属する方（上記⑤を除きます。）
	⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
	⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方（上記⑦を除きます。）
	⑨ 上場会社等の大株主の方
法人のお客さま	① 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人
	② 上場会社等の大株主

※上場会社等には上場不動産投資法人（REIT）・上場インフラファンド等を含みます。